ひかりテレビジョンサービス契約約款（光エリア専用）

（「地デジプラン」「光テレビ BS プラン」「BS4K プラン」「光テレビ CS プラン」「デジタル 4K プラン」
「ラク録 4K プラン」「デジ録 4K ブルーレイ」「ケーブルプラス STB-2」）

第１節 総 則

第１条（約款の適用）

佐賀シティビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和２５年法律第１３２号）およびその他の法令に従い、当社の定める業務区域内において、ひかりケーブルテレビジョンサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、ケーブルテレビジョンサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第２条（約款の変更）

当社は、法令改正、社会情勢の変化その他合理的必要がある場合、加入者の同意を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

２．本約款を変更する場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第３条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用　語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、本サービスを利用する者
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
集合共同引込	引込線１回線から２世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
当社施設	本施設のうち、放送センターから放送 ONU の出力端子までの施設
加入者施設	本施設のうち、放送 ONU の出力端子以降すべての施設
受信者端子	本施設の端子であって、有線テレビジョン放送の受信設備に接するもの
引込端子	本施設の線路に送られた電波または光信号を分配し加入者へサービス供給するために設置された機器（ドロップクロージャ）の端子であって、加入者引込線を接続するためのもの（分岐分配器の端子が受信者端子となる場合、その端子を含みます）
引込線	引込端子（ドロップクロージャ）から放送 ONU までの間を接続するケーブル。
放送 ONU	光ファイバーケーブルを同軸ケーブルに変換し、放送用の電気信号を建物に供給する設備
料金等	本サービスの月額利用料、オプションサービスの月額利用料、および初期費用
３年長期契約	最低利用期間を 36 か月間と定め、月額利用料を割り引く契約形態
受信機	加入者のテレビ、ステレオ、録画機器等お客さまの所有物
STB (セットトップボックス)	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器（当社が定めるデジタル録画機能のついた STB や当社が定めるデジタル録画機能のついた STB で、光学式ドライブを内蔵するものも含む）
ケーブルプラス STB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器
パススルー方式	当社が受信した放送信号の変調方式を変更せず、そのまま再送信する方式
au ID	KDDI 株式会社が発行する au ID
リモコン	STB のリモートコントローラ
ACAS チップ	4K・8K 放送対応の STB や受信機に内蔵される IC チップ

第４条（サービス品目）

当社は、加入者に地上デジタル放送、BS デジタル放送および CS デジタル放送（テレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送）のうち当社が定めた放送の同時再放送および自主放送を提供します。

２．本サービスで提供するサービス品目は次のとおりとします。また、各品目の放送内容は別表 1 に定めるとおりとします。

サービス品目
地デジプラン、光テレビ BS プラン、BS4K プラン、光テレビ CS プラン、デジタル 4K プラン、ラク録 4K プラン、デジ録 4K ブルーレイ、ケーブルプラス STB-2

３．当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第５条　（オプションサービス）
本サービスで提供するオプションサービスは次のとおりとします。
（１）オプションチャンネル 料金表３のとおり
（２）おまかせパック

第２節　利用契約の成立と変更

第６条（利用契約の単位）
当社との本サービスの契約締結は、1 件の利用契約につき 1 個人もしくは 1 法人に限ります。なお、集合共同引込の場合、別途建物基本契約を締結したうえで、1 個人もしくは 1 法人を単位として利用契約を締結します。

第７条（利用契約の申し込み）
申込者は、本約款に同意のうえ、当社が別に定める加入申込書に必要事項を記載して当社に提出するものとします。
２．申込者が未成年である場合、当社は当該未成年者との契約を締結せず、法定代理人を契約当事者として利用契約を締結します。
３．当社は、申込者である個人が満 75 歳以上の場合、75 歳未満の家族または家族に準ずる者の同意を必要とします。
４．当社は、申込者である個人が成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合、それぞれ保佐人または補助人の同意を必要とします。

第８条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
（１）申込者が料金等、およびその他の債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがある場合
（２）申込者が本約款に違反するおそれがある場合
（３）申し込み内容に虚偽があった場合
（４）一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申し込みがあった場合
（５）本サービスの提供が著しく困難である場合
（６）KDDI 株式会社が定める「au ID 利用規約」に同意いただけない場合
（７）第３６条　（提携事業者が提供するサービス）の提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合
（８）申込者もしくは申込者と同一個人や同一法人とみなせる者がこれまでに当社との利用契約において、契約上必要な支払い義務を怠ったことにより契約を解除されたことがあり、かつ当社指定の支払方法に応じられない場合
（９）その他、契約締結が不適切である、あるいは特定事業者がその契約の申し込みを承諾しない場合
２．前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

第９条（利用契約の成立と利用開始日）
利用契約は、本サービスの申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
２．利用契約成立後、本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日とします。

第１０条（初期契約解除）
申込者は、契約内容に関する書面を受領した日から 8 日を経過する日までの間、書面により本サービスの契約の解除を行うことができます。
２．第１項による申込みの撤回等は、当社がその文書を受領したときにその効力を生じます。
３．初期契約解除において申込者に対し損害賠償もしくは違約金等を請求することはありません。ただし本契約の解除までの期間において提供を受けた有料放送役務の料金、事務手数料および既に工事が実施された場合の工事費は請求いたします。

第１１条（最低利用期間および違約金）
本サービスには、6 か月間または「３年長期契約」の場合、36 か月間の最低利用期間があります。
２．最低利用期間中は、他のサービス品目への変更はできません。
３．加入者は、サービス提供を開始した日の属する翌月を１と起算して６か月または「３年長期契約」の場合、36 か月の利用契約期間内に第１９条（加入者による利用契約の解約）もしくは第２０条（当社による利用契約の解約）があった場合、当社が定める期日までに、料金表に定める月額利用料に相当する額に、最低利用期間の残余期間を乗じて得た額を支払うものとします。
４．第１６条（加入者が行う本サービスの一時休止）、第１７条（加入者の義務違反による利用停止）により、サービス提供の停止があった場合、最低利用期間は延長されます。

第３節　契約事項の変更

第１２条（加入申込書記載内容の変更）
加入者は、第１１条（最低利用期間および違約金）満了後、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要な内容を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。
２．加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い口座などの変更がある場合、当社所定の書類に必要な内容を記入して、事前に当社に提出するものとします。

３．加入者は、特定のサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要な内容を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。
４． 加入者は、第１１条（最低利用期間および違約金）満了後の毎月末日付にて、特定のサービス品目の解約ができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要な内容を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。
５．当社は、第８条（申し込みの承諾）に準じ、第１項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
６． 第１項、第３項および第４項の請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、当該契約変更日とします。第２項による変更の場合、提出された書類を当社が受領した日を、当該契約変更日とします。

第１３条（名義変更）
加入者は、利用契約の契約名義を変更することはできません。ただし、次の各号いずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合は、この限りではありません。
（１）加入者の改称
（２）承継
（３）譲渡
２．前項第２号または第３号の場合、新加入者が旧加入者の未払金の支払いについて承諾した場合に限ります。
３．加入者は契約名義の変更を希望する場合、変更希望日の 10 日前までに当社所定の書類により当社に届け出るものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があります。
４．新加入者は、旧加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第１４条（権利譲渡等の禁止）
加入者は、前条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に継承、譲渡、質入れ、貸与等をすることはできません。

第１５条 （設置場所の変更）
加入者は、STB や受信機、加入者施設、および当社施設のうちの引込線施設について、設置場所の変更を請求することができます。この場合、加入者は希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
２．当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
（１）加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
（２）当該変更により、基本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
３．加入者は、本施設および STB の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。

第４節 本サービス提供の休止等

第１６条（加入者が行う本サービスの一時休止）
加入者が本サービスの一時休止を希望する場合、休止期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入のうえ、一時休止希望日の 10 日前までに当社へ提出するものとします。申し出た期間の変更を希望する場合も同様とします。申し出た期間または第 4 項に定める最長期間が満了した場合、速やかに一時休止は終了し、本サービスの利用が再開されます。なお、当社が特に認める場合を除き、再開後 1 年以内に再度一時休止を申し出ることはできません。
２．一時休止を行う場合、当社は放送 ONU を遠隔操作により全信号を停止します。この場合、設備占有に伴う月額負担金として毎月 2,000 円（税込 2,200 円）を加入者にご負担いただきます。月額負担金の日割り計算は行いません。
３．当社は、第２２条（加入者の支払い義務）にかかわらず、一時休止期間中の加入者について、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの月額利用料の支払い義務を免除します。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算を行いません。
４．一時休止期間は、一時休止の開始日から最長 6 か月間とします。

第１７条（加入者の義務違反による利用停止）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。
（１）第２２条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いを怠った場合
（２）加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（３）第４５条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）に違反した場合
（４）その他、当社が本サービスの利用を不適当と判断した場合
２．当社は前項により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第１８条（当社都合によるサービス停止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。
（１）本施設の保守または工事のためやむを得ない場合

（２）本施設に障害が発生した場合
（３）天災地変が生じた場合
（４）放送衛星または通信衛星の機能停止が発生した場合
（５）その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

２．当社は前項により本サービスの提供を停止する場合、可能な限り事前に加入者へ、その理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第５節　利用契約の解約

第１９条（加入者による利用契約の解約）

加入者は、第１１条（最低利用期間および違約金）満了後、毎月末日付で利用契約を解約することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入のうえ、解約希望日の 10 日前までに当社へ提出していただきます。

２．当社が前項の書類を受領した場合、書類に記載された解約希望日を当該契約の解約日として取り扱い、同日を本サービスの利用終了日とします。

３．解約手数料は 3,000 円（税込 3,300 円）とします。

第２０条（当社による利用契約の解約）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約を解約することがあります。

（１）第１７条（加入者の義務違反による利用停止）第１項により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
（２）第３９条（オプションサービスの停止）第１項により特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
（３）電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
（４）加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約され、かつ当社施設の代替構築が困難な場合

２．当社は、加入者が第１７条（加入者の義務違反による利用停止）第１項各号のいずれかに該当し、その事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められる場合、前項にかかわらず、本サービスの利用停止を行うことなく利用契約を解約することができます。

３．当社は、第２項により利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社の定める方法により加入者へその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

４．第１項および第２項により利用契約が解約された場合は、その解約日を本サービスの利用終了日とします。

５．解約手数料は 3,000 円（税込 3,300 円）とします。

第６節　料金等

第２１条（料金等）

料金等は、料金表に定めるとおりとします。

２．当社は、総務大臣に届け出た上で、料金表に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の１か月前までに、当社の定める方法により当該サービスを利用している加入者にその旨を通知します。

３．すべての料金等には消費税が別途加算されます。消費税は消費税率が改定された場合は改定後の税率を適用します。

第２２条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、第２１条（料金等）で定める料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第１２条（加入申込書記載内容の変更）により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第２１条（料金等）で定める料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

２．料金等のうち、月額利用料の支払い義務は、第９条（利用契約の成立と利用開始日）第２項により利用開始日に発生します。

３．料金等のうち、オプションサービスの月額利用料の支払い義務は、第３８条（オプションサービスの申し込み）第４項による当該オプションサービスの利用開始日に発生します。

４．料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第２６条（施設の設置および費用負担）、第２７条（施設の移設および費用負担）、あるいは第２８条（施設の撤去および費用負担）による施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。

５．第１７条（加入者の義務違反による利用停止）により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の月額利用料は、当該サービスが利用されていたものとします。

６．第１８条（当社都合によるサービス停止）により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の月額利用料は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、チャンネルの全てが停止することにより本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の月額利用料の支払い義務を免ずるものとします。

第２３条（料金等の請求時期および支払期日等）

当社は、利用契約成立後、料金等を、支払期限を定めて加入者に請求します。

２．前項により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。また、期日までに支払いができなかった場合は、第２５条（遅延損害金）とは別に、再請求手数料 200 円（税込 220 円）を支払うものとします。
３．加入者は、第１項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項に基づき第三者に支払わせることができます。

第２４条　（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
第２０条（当社による利用契約の解約）第１項、第２項により、月の途中で利用契約が解約されたときは、料金等は第２０条（当社による利用契約の解約）第４項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
２．最低利用期間中に利用契約が解約された場合は、加入者は第１１条（最低利用期間および違約金）第３項に定める料金を当社に支払うものとします。

第２５条（遅延損害金）
加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対し年 14.6%（年 365 日の日割り計算による）の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第７節　設備・機器および付随サービス

第２６条（施設の設置および費用負担）
当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
２．加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
３．加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より１年間とします。
４．集合共同引込の建物内においては、第２項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
５．加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第２７条（施設の移設および費用負担）
第１５条（設置場所の変更）第１項に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設を移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。ただし、第１５条（設置場所の変更）第３項により、加入者が移設の作業を行ったときはこの限りではありません。
２．移設に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第２８条（施設の撤去および費用負担）
第１９条（加入者による利用契約の解約）第１項および第２０条（当社による利用契約の解約）第１項、第２項により利用契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第２９条（責任事項）
当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第３０条（設置場所の無償使用）
当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できます。
２．加入者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第３１条（便宜の供与）
加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第３２条（故障）
本サービスに異常が生じた場合、加入者は受信機の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、すみやかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、受信機に起因する受信異常については、この限りではありません。
２．加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
３．加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

４．当社が定めるデジタル録画機能のついた STB や当社が定めるデジタル録画機能と光学式ドライブを内蔵する STB・受信機の不具合、故障等の原因により、あらかじめ録画・編集したデータが消失した場合や正常に録画できなかった場合、これにより生じた損害については、当社の故意または重過失による場合を除き当社はその責任を負わないものとします。

第３３条（STB）

加入者は、料金表に定める STB レンタル料を支払うことで STB の貸与を受けることができます。

２．第１項により、加入者が当社より貸与を受ける STB については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者は STB を本来の用法に従って使用するものとし、加入者が故意または過失により STB を破損または紛失した場合には、加入者は料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は STB の交換を請求できません。

３．第１項により、当社より STB の貸与を受ける加入者は、第１９条（加入者による利用契約の解約）第２項、第２０条（当社による利用契約の解約）第４項による利用終了日、および第１２条（加入申込書記載内容の変更）第６項による契約変更日に当社に STB を返還するものとします。STB の返還なき場合は料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。

４．加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

５．STB に付属するリモコンは加入者の所有とします。リモコンは STB 設置工事完了日から 12 か月間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がリモコンを本来の用法に従って使用しなかったときや紛失したときは、この限りではありません。また、保証外及び保証期間外の場合は、料金表に定める金額にて購入していただきます。

６．当社から貸与しているケーブルプラス STB-2（au ID 提供）の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料としたうえで、「au ID」を提供している KDDI 株式会社へ提供させていただきます。

７．STB の通信機能を利用する加入者は、STB の技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は利用者の責任において行うものとします。

第３４条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任は負わないものとします。

第３５条（ACAS チップについて）

ACAS チップは 4K・8K 放送に対応した STB や受信機に搭載されています。

２．当社は、加入者によるデータの変更、追加および改ざん（以下「データの変更等」といいます。）を禁止します。データの変更等による当社および第三者に及ぼされた損害は、加入者が賠償するものとします。

３．当社は、ACAS チップに対し放送を視聴可能とする情報を送信します。当該情報を正常に受信することにより、サービスを利用できます。

第３６条（提携事業者が提供するサービス）

ケーブルプラス STB-2 の加入者に対しそのサービス区域内で、提携事業者により次のサービスの提供を行います。なお、提携事業者によりサービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

（１）提携事業者によるコンテンツサービス

（ア）セキュリティソフトウェア

別表２に記載するコンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、ケーブルプラス STB-2 を利用いただく場合、本サービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

（イ）その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本約款の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第３７条（au ID の提供）

ケーブルプラス STB-2 の利用には、KDDI 株式会社が提供する「au ID」が必要となります。

２．加入者はケーブルプラス STB-2 を利用する場合、KDDI 株式会社が別に定める「au ID 利用規約」に同意していただきます。また、ケーブルプラス STB-2、１台につき１個の「au ID」を予め提供しますので、加入申込時に暗証番号を設定していただきます。

３．加入者はケーブルプラス STB-2 上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されているケーブルプラス STB-2 の機器情報を、当社が KDDI 株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

４．第２項で付与された「au ID」は、ケーブルプラス STB-2 の解約時に自動的に解約されます。

第８節　オプションサービス

第３８条（オプションサービスの申し込み）

加入者は、第５条（オプションサービス）によるオプションサービスを申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービスの利用開始希望日の 10 日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第７条（利用契約の申し込み）第１項に基づき、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービスを申し込む場合は、この限りではありません。

２．加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービスのみを申し込むことはできません。また、加入者が利用するサービス品目によっては、特定のオプションサービスを申し込むことができない場合があります。申し込みの可否は、料金表に定めるとおりとします。
３．　当社は、第８条（申し込みの承諾）に準じ、第１項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法により、その旨を加入者に通知します。
４．当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した日、および第７条（利用契約の申し込み）第１項により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービスを申し込む場合は、第９条（利用契約の成立と利用開始日）第２項に定める本サービスの利用開始日を、当該オプションサービスの利用開始日とします。

第３９条（オプションサービスの停止）
加入者が第１７条（加入者の義務違反による利用停止）第１項各号のいずれかに該当する場合、特定のオプションサービスに限り提供を停止することがあります。
２．当社は前項に基づき特定のオプションサービスの提供を停止する場合、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、停止理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第４０条（オプションサービスの休止）
当社は、第１８条（当社都合によるサービス停止）第１項各号のいずれかに該当する場合、特定のオプションサービスに限り提供を休止することがあります。
２．当社は、前項により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第４１条（オプションサービスの解約）
オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の 10 日前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。
２．前項による通知を当社が受領した場合、通知された解約希望日を、当該オプションサービス解約日として取り扱います。また、当該オプションサービス解約日を当該オプションサービスの利用終了日とします。
３．第１９条（加入者による利用契約の解約）第１項および第２０条（当社による利用契約の解約）第１項、第２項により本サービスの利用契約が解約された場合、前項にかかわらず、本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものとして取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日とします。

第４２条（オプションサービスの廃止）
当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの利用終了日とします。
２．当社は、前項の場合、当該オプションサービスを利用する加入者に対し廃止する３か月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を通知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第４３条（オプションサービスにおける約款の適用）
オプションサービスに関しては、本節の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては前節までの条項に準じて取り扱うものとします。

第９節　雑則

第４４条（個人情報）
当社は加入者の個人情報について、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づいて適正に取り扱うものとします。
２．加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

第４５条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）
加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第４６条（損害賠償の免責および特約事項）
当社が、第１７条（加入者の義務違反による利用停止）、第１８条（当社都合によるサービス停止）、第４８条（本サービスの廃止）により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社の故意または重過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。
２．加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社の故意または重過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。
３．加入者が、第４５条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合、当社は当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。

４． 第１９条（加入者による利用契約の解約）第１項および第２０条（当社による利用契約の解約）第１項、第２項により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った NHK の受信料（衛星契約を含む）、株式会社 WOWOW の視聴料が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社の故意または重過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。
５．当社は、視聴状態の確認を行うために、第４４条（個人情報）を遵守した上で、加入者の使用する STB と電気信号による通信を行うことができます。
６． 当社は、STB の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
７．加入者は、第３３条（STB）第２項および第３項により当社が STB を修理または交換する場合、および第３３条（STB）第３項により加入者が、当社が定めるデジタル録画機能のついた STB や当社が定めるデジタル録画機能と光学式ドライブを内蔵する STB を当社に返還する場合、あらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該 STB に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
８．当社は、加入者が、STB の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、当社の故意または重過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

第４７条（反社会的勢力の排除）

加入者および当社は、現在または過去５年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。違反した場合は利用契約を解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

（１）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（３）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
（５）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．加入者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（４）相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
（５）風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為
（６）その他前各号に準ずる行為

３．加入者または当社が、第１項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に利用契約を解約することができるものとします。

第４８条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了し、この日を本サービスの利用終了日とします。

２．当社は、前項の場合、加入者に対し本サービスを廃止する日の３か月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を通知します。
３．当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第１２条（加入申込書記載内容の変更）第１項により別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該加入者との利用契約を解約します。
４．当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の３か月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第４９条（国内法への準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については佐賀地方裁判所を管轄裁判所とします。

第５０条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社、加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

（１）当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができます。
（２）一括加入、業務用等については別に定めます。
（３）WOWOW の視聴料は株式会社 WOWOW からのご請求となります。
（４）本サービスの加入促進を目的として、料金表に定める初期費用・月額利用料を減額する場合があります。
（５）本約款は、2026 年 11 月 1 日より施行します。

別表 1．サービス品目の放送内容（●印のチャンネルがご覧いただけます）

チャンネル名	サービス品目				
	光テレビ CS プラン	デジタル 4K プラン（*1）	光テレビ BS プラン	BS4K プラン	地デジプラン
NHK 総合	●	●	●	●	●
NHK Eテレ	●	●	●	●	●
STS サガテレビ	●	●	●	●	●
RKB 毎日放送	●	●	●	●	●
FBS 福岡放送	●	●	●	●	●
KBC 九州朝日放送	●	●	●	●	●
TVQ テレビQ	●	●	●	●	●
TNC テレビ西日本	●	●	●	●	●
ぶんぶんテレビ 11 チャンネル	●	●	●	●	●
ぶんぶんテレビ 12 チャンネル	●	●	●	●	●
NHK BS プレミアム 4K	●	●	●	●	–
BS 日テレ 4K（2027 年 1 月終了）	●	●	●	●	–
BS 朝日 4K（2027 年 1 月終了）	●	●	●	●	–
BS-TBS 4K（2027 年 1 月終了）	●	●	●	●	–
BS テレ東 4K（2027 年 1 月終了）	●	●	●	●	–
BS フジ 4K（2027 年 1 月終了）	●	●	●	●	–
NHK BS	●	●	●	●	–
BS 日テレ	●	●	●	●	–
BS 朝日	●	●	●	●	–
BS-TBS	●	●	●	●	–
BS テレ東	●	●	●	●	–
BS フジ	●	●	●	●	–
BS10	●	●	●	●	–
BS11 イレブン	●	●	●	●	–
BS12 トゥエルビ	●	●	●	●	–
J:COM BS	●	●	●	●	–
BS よしもと	●	●	●	●	–
県民チャンネル 1	–	●	–	●	–
県民チャンネル 2	–	●	–	●	–
ショップチャンネル	●	●	●	●	–
QVC	●	●	●	●	–
ザ・シネマ	●	●	–	–	–
TBS チャンネル 2 名作ドラマ・スポーツ・アニメ	●	●	–	–	–
Dlife	●	●	–	–	–
ムービープラス	●	●	–	–	–
日本映画専門チャンネル	●	●	–	–	–
アクションチャンネル	●SD 画質	●	–	–	–
映画・チャンネル NECO	●	●	–	–	–
時代劇専門チャンネル	●	●	–	–	–
東映チャンネル	●	●	–	–	–
スポーツライブ＋	●	●	–	–	–
GAORA SPORTS	●	●	–	–	–
スカイA	●	●	–	–	–
日テレジータス	●	●	–	–	–
ゴルフネットワーク	●	●	–	–	–
テレ朝チャンネル 2	●	●	–	–	–
音楽・ライブ！スペースシャワーTV	●	●	–	–	–
歌謡ポップスチャンネル	●SD 画質	●	–	–	–
ディズニージュニア	●	●	–	–	–
アニマックス	●	●	–	–	–
キッズステーション	●	●	–	–	–
カートゥーン ネットワーク 海外アニメ国内アニメ	●SD 画質	●	–	–	–

女性チャンネル♪LaLa TV	●	●	–	–	–
チャンネル銀河　歴史ドラマ・サスペンス・日本のうた	●	●	–	–	–
テレ朝チャンネル 1	●	●	–	–	–
フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ	●	●	–	–	–
フジテレビ TWO ドラマ・アニメ	●	●	–	–	–
TBS チャンネル 1 最新ドラマ・音楽・映画	●	●	–	–	–
釣りビジョン	–	●	–	–	–
MONDO TV	●	●	–	–	–
ディズニー・チャンネル	●	●	–	–	–
日テレプラス　ドラマ・アニメ・音楽ライブ	●	●	–	–	–
囲碁・将棋チャンネル	●SD 画質	●	–	–	–
ディスカバリーチャンネル	●SD 画質	●	–	–	–
ナショナル ジオグラフィック	●	●	–	–	–
アニマルプラネット	●SD 画質	●	–	–	–
J SPORTS 1	●	–	–	–	–
J SPORTS 2	●	–	–	–	–
J SPORTS 3	●	–	–	–	–

※(*1) デジタル 4K プラン・ラク録 4K プラン・ケーブルプラス STB-2・デジ録 4K ブルーレイの放送内容は同じです。

料金表（本表に記載する料金には消費税等を含みません）

1．初期費用

加入金　　33,000 円

工事費

工事費	金額
標準工事費（引き込み工事）	
①一戸建て	36,000 円
②集合住宅	36,000 円
その他の工事費	
①増幅器設置工事（増幅器代込）	10,000 円
②BS 混合増幅器設置工事（増幅器代込）	15,000 円

2．サービス品目と月額利用料

月額利用料	サービス品目				
	光テレビ CS プラン	デジタル 4K プラン (*2)	光テレビ BS プラン	BS4K プラン(*2)	地デジプラン(*3)
通常個別契約 1 台目	–	3,260 円	–	1,946 円	–
2 台目以降 1 台ごと	–	1,500 円	–	286 円/台	–
一契約ごと	4,260 円	–	2,946 円		1,660 円

※上記月額利用料に NHK の受信料は含まれておりません。

※(*2)別途 STB のレンタルが必要になります。※(*3) なお、地デジプランは新規申込みを受け付けておりません。

STB 製品名	損害金（不課税）	月額レンタル料
パナソニック製 TZ-LS500B/ケーブルプラス STB-2 mini	44,500 円	715 円/台
パナソニック製 TZ-LT1000BW/TZ-LT1500BW	42,400 円	1,000 円/台
ケーブルプラス STB-2	33,800 円	1,500 円/台
ケーブルプラス STB-2 ライト	31,300 円	1,000 円/台
パナソニック製 TZ-HT3000BW/TZ-HT3500BW	55,700 円	1,500 円/台
パナソニック製 TZ-BT9000BW	161,000 円	3,000 円/台

3．オプションサービスと月額利用料、サービス品目による申し込み可否（●印のオプションサービスはお申込みいただけます。）

オプションサービス種類	月額利用料	サービス品目			
		光テレビ CS プラン	デジタル 4K プラン	光テレビ BS プラン（*5）	BS4K プラン
WOWOW（*4）	2,300 円/台	●	●	●	●
BS10 プレミアム	1,800 円/台	●	●	●	●
J SPORTS 4	1,300 円/台	●	●	●	●
V☆パラダイス	700 円/台	-	●	-	●

衛星劇場	1,800 円/台	●	●	●	●
アニメシアターX（AT-X）	1,982 円/台	●	●	●	●
フジテレビ NEXT	2,346 円/台	●	●	●	●
フジテレビ ONE/TWO/NEXT セット	2,646 円/台	-	-	●	●
ディズニー・チャンネル＋ディズニージュニアセット	1,100 円/台	-	-	●	●
グリーンチャンネル/ 2	1,000 円/台	-	●	-	●
グリーンチャンネル	1,000 円/台	●	-	●	-
Mnet	2,300 円/台	●	●	●	●
日本映画専門チャンネル	700 円/台	-	-	●	●
テレ朝チャンネル 1	600 円/台	-	-	●	●
TBS チャンネル 1 最新ドラマ・音楽・映画	600 円/台	-	-	●	●
TBS チャンネル 2 名作ドラマ・スポーツ・アニメ	600 円/台	-	-	●	●
釣りビジョン	1,200 円/台	-	-	-	●
GAORA SPORTS	1,200 円/台	-	-	●	●
スカイ A	1,000 円/台	-	-	●	●
アクションチャンネル	800 円/台	-	-	●	●
アニマックス	740 円/台	-	-	●	●
映画・チャンネル NECO	600 円/台	-	-	●	●
時代劇専門チャンネル	700 円/台	-	-	●	●
MONDO TV	800 円/台	-	-	●	●
キッズステーション	740 円/台	-	-	●	●
日テレジータス	900 円/台	-	-	●	●
ゴルフネットワーク	2,255 円/台	-	-	●	●
カートゥーン ネットワーク 海外アニメ国内アニメ	600 円/台	-	-	●SD 画質	●
東映チャンネル	1,500 円/台	-	-	●	●
歌謡ポップスチャンネル	800 円/台	–	-	●SD 画質	●
テレ朝チャンネル 2	600 円/台	-	-	●	●
日テレプラス ドラマ・アニメ・音楽ライブ	825 円/台	-	-	●	●
囲碁・将棋チャンネル	1,400 円/台	-	-	●SD 画質	●
ディズニー・チャンネル	1,000 円/台	-	-	●	●
ディズニージュニア	1,000 円/台	-	-	●	●
タカラヅカ・スカイ・ステージ	2,700 円/台	●	–	●	–

※（*4）WOWOW は WOWOW プライム・WOWOW ライブ・WOWOW シネマの 3ch セットになります。

※（*5）光テレビ BS プラン利用者がオプションチャンネルを利用する場合、上記月額利用料とは別途スカパー基本料 350 円/月が必要です。

4．各種機器類の料金

機器名	料金
パナソニック製/TZ-BT9000BW/TZ-LS500B //TZ-LT1000BW/TZ-LT1500BW/TZ-HT3000BW/TZ-HT3500BW 用リモコン、 ケーブルプラス STB-2//ケーブルプラス STB-2 ライト/ケーブルプラス STB-2 mini 用リモコン	3,200 円/台

別表 2．提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提携事業者
ウィルスバスター	トレンドマイクロ株式会社